

「公益通報者保護制度の実効性向上に関する検討会」運営要領（案）

1. 座長は、検討会の進行を務め、議事を整理する。
2. 座長は、検討会の構成員の中から座長代理を指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長不在等のときは、座長の職務を代理する。
3. 検討会、配布資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開にすることができる。
4. 検討会の撮影、中継及び録音は不可とする。ただし、会議の冒頭において、全体の風景を撮影する場合であって座長が許可した場合を除く。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を検討会に参加させることができる。
6. この要領に定めるもののほか、検討会の運営については、座長が定めるところによる。
7. 検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

以 上